

ご存じですか？

国民年金保険料免除・若年者納付猶予制度

国民年金は、20歳から加入して60歳までの40年間、保険料の納付が必要ですが、経済的な理由などで保険料の納付が困難な場合には、本人の申請で、保険料の納付が免除または、猶予される制度があります。

保険料免除制度は、7月から、従来の全額免除と半額免除に加えて、4分の3免除・4分の1免除が始まります。免除を受けるためには、被保険者本人・被保険者の配偶者・世帯主のいずれもが、定められた前年所得基準に該当する必要があります。

若年者納付猶予制度では、30歳未満の若年者を対象に、本人と配偶者の前年所得が基準に該当すれば保険料の納付が猶予されます。

保険料免除制度

全額免除

- ・免除を承認された期間は、年金を受給するための受給資格期間に算入されますが、老齢基礎年金の額は、全額を納めた場合の3分の1の計算になります。

一部免除

- ・一部免除を承認された期間は、年金を受給するための受給資格期間に算入されますが、老齢基礎年金の額は、以下のとおりの計算になります。
 - 4分の3免除……全額を納めた場合の2分の1
 - 半額免除……全額を納めた場合の3分の2
 - 4分の1免除……全額を納めた場合の6分の5
- ※4分の3免除・半額免除・4分の1免除を承認されても、残りの保険料を納めない場合は、未納期間となります。

若年者納付猶予制度

- ・若年者納付猶予を承認された期間は、年金を受給するための受給資格期間に算入されますが、老齢基礎年金の額には反映されません。
- ・該当期間の保険料については、10年間のうちに保険料を納付することができます。（承認された期間が属する年度から起算して、3年度目以降に納付する場合は、経過した年数に応じた一定の加算額が加わります。）

申請の手続き

7月3日(月)から市民課国保年金係で申請をしてください。

※保険料の免除・猶予の承認を受けるためには、毎年申請が必要です。ただし、現在、全額免除または若年者納付猶予を承認されている方で、前年度の申請の際に継続審査を希望された方は、申請は不要です。

持ち物

- ▷年金手帳 ▷印鑑（本人が署名する場合は不要）
- ▷失業などが理由の場合は、雇用保険の「雇用保険受給資格者証」または「雇用保険被保険者離職票」の写しなど ▷前年所得の状況を明らかにすることができる書類（平成18年度の市県民税が土岐市で課税されている方は、必要ありません。）

承認期間

7月から翌年6月まで

詳しくは、多治見社会保険事務所(☎22 0255)または、市民課国保年金係(内線137・138)へどうぞ。

情報公開制度の利用状況をお知らせします

市民の皆さんが市政運営について知る権利を保障し、市政の公正の確保と透明性の向上を図ることで、行政を皆さんの意思に基づくものにするため、平成12年から始まった情報公開制度。

昨年度の利用件数は18件で、平成16年度に比べ、3件の減少となりました。

土岐市情報公開審査会へ諮問し、その答申内容に従い、1件については、不開示決定を一部開示決定に変更し、他の2件については、同審査会で審議中です。

請求の方法など詳しくは、総務課(内線225)へどうぞ。

公文書開示請求件数と公開状況

実施機関	請求件数	開 示 の 状 況			
		全部開示	一部開示	非 開 示	不 存 在
総 務 部	5	4	1		
経済環境部	3	3			
建 設 部	7	4			3
水 道 部	3	1		1	1
合 計	18	12	1	1	4

不服申し立ての状況

3件の不服申し立てがあり、

公開された主な文書 (一部開示を含む)

滞納件数・金額・累計額一覧表
市有地一覧表
交通災害共済取りまとめ手数料一覧
石原産業とフェロシルトに関する文書
墓地の開設計可・拡張に関する書類
官民境界確認事項
法定外公共物申請業務仕様書
水道の共同住宅戸数届